

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年4月25日

【会社名】 株式会社ウォーターダイレクト

【英訳名】 Water Direct Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 樋口 宣人

【本店の所在の場所】 山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】 03-5487-8101

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 長野 成晃

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎四丁目1番2号

【電話番号】 03-5487-8101

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 長野 成晃

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 株主割当 0円
(注) 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償である。

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
4,208,729,187円
(注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する自己株式の数を除く。)を基準として算出した見込額である。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年4月15日に提出いたしました有価証券届出書について、記載事項に誤りがあったこと、並びに平成28年4月19日及び平成28年4月25日に臨時報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、これに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第5回株式会社ウォーターダイレクト新株予約権）

(2) 新株予約権の内容等

第三部 追完情報

1 . 臨時報告書の提出について

平成28年4月19日提出訂正臨時報告書

平成28年4月25日提出訂正臨時報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。ただし、「第三部 追完情報 1 . 臨時報告書の提出」に記載の平成28年4月19日並びに平成28年4月25日提出の臨時報告書の訂正報告書につきましては、全て追加となるため、同訂正報告書における訂正箇所のみ下線を付しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第5回株式会社ウォーターダイレクト新株予約権)】

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

(前略)

新株予約権の行使の条件	株式交換(第三部 1. 平成28年4月15日提出臨時報告書参照)(以下「本株式交換」といいます。)の効力が発生することを行使の条件とします。
-------------	--

(後略)

(訂正後)

(前略)

新株予約権の行使の条件	<p>1. 株式交換(第三部 1. 平成28年4月15日提出臨時報告書参照)(以下「本株式交換」といいます。)の効力が発生することを行使の条件とします。</p> <p>2. 本新株予約権は、本新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた本新株予約権のみを行使できる(ただし、当初の新株予約権者から相続、合併、事業譲渡、又は会社分割により新株予約権を承継した者及び信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者並びに当社取締役会において承認を得て譲渡により取得した者は、かかる承継又は譲渡により取得した本新株予約権についてはこれを行使することができる)ものとします。</p>
-------------	---

(後略)

第三部 【追完情報】

1. 臨時報告書の提出について

(訂正前)

「第四部 組込情報」の第9期有価証券報告書の提出日（平成27年6月24日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年4月15日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(訂正後)

「第四部 組込情報」の第9期有価証券報告書の提出日（平成27年6月24日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年4月25日）までの間において、以下の臨時報告書（訂正報告書を含む）を関東財務局長に提出しております。

平成28年4月19日提出臨時報告書

(訂正前)

平成28年4月15日提出有価証券届出書には記載しておりません。

(訂正後)

平成28年4月19日に以下のとおり臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2及び第7号の規定に基づき、平成28年4月15日に提出した臨時報告書の内容のうち、会社分割に関する内容につき平成28年4月18日付で吸収分割契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

・本吸収分割について

1. 本吸収分割の相手会社について

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

3. 本吸収分割の方法、本吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

本吸収分割に係る割当ての内容

吸収分割契約の内容

4. 本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

3 訂正箇所

訂正箇所は____を付して表示しております。

(訂正前)

. 本吸収分割について

1. 本吸収分割の相手会社について

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ウォーターダイレクト分割準備会社（平成28年4月設立予定）
本店の所在地	東京都品川区大崎四丁目1番2号
代表者の氏名	代表取締役 長野 成晃
資本金の額	100,000千円
純資産の額（連結）	現時点では確定していません。
総資産の額（連結）	現時点では確定していません。
事業の内容	ナチュラルミネラルウォーターの宅配

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

本分割準備会社は、平成28年4月設立予定のため、確定した事業年度はありません。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社の100%出資子会社となります。
人的関係	当社の役員の一部が役員を兼務する予定です。
取引関係	当社は、経営指導料及び配当収入等を受領する予定です。

3. 本吸収分割の方法、本吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

本吸収分割に係る割当ての内容

当社が、本分割準備会社の発行済株式の全てを所有することから、分割の対価については無対価とする予定です。

吸収分割契約の内容

本吸収分割契約については分割準備会社の設立に合わせて締結する予定であり、本吸収分割の詳細については現在未定であるため、決定次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

4. 本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

前記3. に記載のとおり当社が、本分割準備会社の発行済株式の全てを所有することから、分割の対価については無対価とする予定です。

(訂正後)

・本吸収分割について

1. 本吸収分割の相手会社について

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ウォーターダイレクト分割準備会社
本店の所在地	東京都品川区大崎四丁目1番2号
代表者の氏名	代表取締役 長野 成晃
資本金の額	100,000千円
純資産の額（連結）	100,000千円
総資産の額（連結）	100,000千円
事業の内容	ナチュラルミネラルウォーターの宅配

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

本分割準備会社は、平成28年4月18日に設立され、確定した事業年度はありません。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社の100%出資子会社であります。
人的関係	当社の役員の一部が役員を兼務しております。
取引関係	当社は、経営指導料及び配当収入等を受領する予定です。

3. 本吸収分割の方法、本吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

本吸収分割に係る割当ての内容

当社が、本分割準備会社の発行済株式の全てを所有することから、分割の対価については無対価といたします。

吸収分割契約の内容
当社が本分割準備会社との間で平成28年4月18日付で締結した本吸収分割契約の内容は次のとおりです。

吸収分割契約書

株式会社ウォーターダイレクト（山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1、以下「甲」という。）と株式会社ウォーターダイレクト分割準備会社（東京都品川区大崎四丁目1番2号、以下「乙」という。）とは、甲の営む宅配水事業に係る資産、負債、雇用契約その他の権利義務を乙に承継させるため、吸収分割を行うこととし、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、甲の営む宅配水事業（以下「本件事業」という。）に係る第4条に定める権利義務等を乙に承継させるため、本契約の定めるところにより、吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行う。なお、本吸収分割の効力の発生は、甲が本契約外株式会社エフエルシー（東京都渋谷区神宮前一丁目4番16号、以下「FLC」という。）との間で締結した株式交換契約に基づき、甲を株式交換完全親会社、FLCを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）の効力が適法かつ有効に発生することを前提条件とする。

第2条（吸収分割に際して交付される金銭等）

本吸収分割に際して、乙から甲への対価の交付は行わないものとする。

第3条（吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額）

乙の資本金及び準備金の額の本吸収分割による変動はない。

第4条（承継する権利義務等）

1. 乙は、本吸収分割により、別紙「承継権利義務明細表」に記載の資産、負債及び雇用契約その他の権利義務を、第5条に定める効力発生日において甲から承継する。なお、甲の保有する甲の株式の本吸収分割による甲から乙への承継は行わないものとする。
2. 別紙「承継権利義務明細表」に記載の資産及び負債の評価は、平成28年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日の最終時点までの増減を加除したうえで確定する。
3. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第5条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、平成28年7月1日とする。但し、分割手続きの進行上の必要性その他の理由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（吸収分割承認総会）

甲は、平成28年5月13日に開催予定の臨時株主総会において、乙は、平成28年5月13日に開催予定の臨時株主総会において、それぞれ本契約の承認に関する決議を求めるものとする。但し、分割手続きの進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後から本吸収分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ義務を遂行し、且つ、一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを実行するものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、本吸収分割後においても、承継対象事業について競業避止義務を負わないものとする。

第9条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から本吸収分割の効力発生日の前日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲乙いずれかの資産もしくは経営状態に重要な変更を生じたときは、甲乙協議の上、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第10条（本契約の失効）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 甲又は乙において、第6条に定める株主総会の承認が得られなかった場合
- (2) 法令上、本吸収分割に関して必要な関係官庁の承認等が得られなかった場合

第11条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書原本1通を作成し、甲乙記名押印の上、乙がその原本を、甲がその写しをそれぞれ保有する。

平成28年4月18日

甲：山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1

株式会社ウォーターダイレクト
代表取締役 樋口 宣人

乙：東京都品川区大崎四丁目1番2号

株式会社ウォーターダイレクト分割準備会社
代表取締役 長野 成晃

(別紙)

承継権利義務明細表

本吸収分割により乙が甲より承継する権利義務は、効力発生日における本件事業に係る以下の資産、負債、雇用契約及びその他の契約上の地位並びにこれらに付随する権利義務とする。

1. 承継する資産

本件事業に係る一切の資産。ただし、以下のものを除く。

- (1) グループ経営管理事業に係る現預金
- (2) 平成28年4月15日付で甲がF L Cとの間で締結した株式交換契約に基づき取得するF L Cの株式
- (3) 前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業により生じる立替金、前払費用その他の流動資産及び固定資産

2. 承継する負債

本件事業に係る一切の債務。ただし、以下のものを除く。

- (1) 租税債務及び法令上等の理由等により承継できない債務
- (2) 前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業により生じる流動負債及び固定負債

3. 承継する雇用契約

本件事業に従事する従業員(但し、効力発生日現在、甲に引き続き在籍している者に限る。)との雇用契約の一切。

4. 承継するその他の契約上の地位及び権利義務

(1) 契約上の地位

本件事業に関する契約及びこれらの契約に基づく権利義務の一切。

ただし、以下のものを除く。

- () 会計監査人との間で締結した監査契約(これに附帯又は関連する契約を含む。)
- () 株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約(これに附帯又は関連する契約を含む)
- () 金融機関との間で締結した甲の株式事務のための預金口座に関する契約
- () 証券会社との間で締結した一切の契約(これに附帯又は関連する契約を含む)
- () 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約(これに附帯又は関連する契約を含む)
- () 乙に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約
- () 前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業にかかる契約

(2) 知的財産権

効力発生日において、本件事業に属する甲の特許、実用新案、意匠、商標に関する一切の知的財産権は乙に承継するものとする。ただし、甲が使用するものについては、乙が甲に対して使用を許諾する。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、免許、承認、登録、確認、認定及び届出等で法令上承継可能なもの。

以上

4. 本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

前記3. に記載のとおり当社が、本分割準備会社の発行済株式の全てを所有することから、分割の対価については無対価といたします。

平成28年4月25日提出訂正臨時報告書

(訂正前)

平成28年4月15日提出有価証券届出書には記載しておりません。

(訂正後)

平成28年4月25日に以下の内容のとおり臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2及び第7号の規定に基づき、平成28年4月15日に提出した臨時報告書の内容につき、記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

2 報告内容

・本株式交換について

3 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換に伴う株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する扱い
株式交換契約の内容

4 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(2) 算定に関する事項

算定の概要

(5) 利益相反を回避するための措置

当社における、利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役全員の承認

3 訂正箇所

訂正箇所は____を付して表示しております。

2 報告内容

・本株式交換について

3．本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

(訂正前)

本株式交換に伴う株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する扱い

エフエルシーが発行している新株予約権については、本株式交換契約に基づき、株式交換効力発生時点における新株予約権者が保有するそれぞれの新株予約権について、株式交換効力発生時において、下記の通り当社の新株予約権を交付いたします。新株予約権者がエフエルシーの役職員及び光通信であり、光通信の保有する新株予約権はエフエルシー及びその子会社を含む本経営統合後の当社グループの役職員に譲渡されることを想定していることから、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、長期的な業績向上に資するものと考え、新株予約権を交付することといたしました。交付する新株予約権の条件については、エフエルシーが発行している新株予約権の対象であるエフエルシー普通株式1株を、本株式交換の普通株式交換比率（以下「普通株式交換比率」といいます。）に従って、当社普通株式530株で置き換えたものとしております。具体的にはエフエルシーが発行している新株予約権の行使価格を普通株式交換比率である530で除した価格が、交付する新株予約権の行使価格となります。これらの新株予約権が全て行使された場合、当社の普通株式530株が新たに交付されることとなります。

なお、エフエルシーは、新株予約権付社債を発行しておりません。

	エフエルシーが発行している新株予約権			当社が発行する新株予約権			
	数 (総数)	目的となる 株式数	行使価格	数 (総数)	目的となる 株式数	行使価格 (注)	
第2回 新株予約権	1,387個	1,387株	24万円	第6回 新株予約権	1,387個	735,110株	453円
第2回(その 2) 新株予約権	15個	15株	24万円	第6回(その 2) 新株予約権	15個	7,950株	453円
第3回(その 1) 新株予約権	1,500個	1,500株	20万円	第7回(その 1) 新株予約権	1,500個	795,000株	377円
第3回(その 2) 新株予約権	1,000個	1,000株	20万円	第7回(その 2) 新株予約権	1,000個	530,000株	377円
第4回 新株予約権	2,723個	2,723株	20万円	第8回 新株予約権	2,723個	1,443,190 株	377円

<注記 省略>

株式交換契約の内容

当社がエフエルシーとの間に平成28年4月15日付で締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

<中 略>

第6条（株式交換契約承認総会）

- 1．甲は、平成28年5月13日に開催予定の臨時株主総会において、乙は、平成28年5月13日に開催予定の臨時株主総会並びに乙の普通株主による種類株主総会及び乙のA種優先株主による種類株主総会において、本契約に関する承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、乙は会社法第319条第1項及び同法第325条に基づく手続きにより書面決議を行い、かかる株主総会及び種類株主総会の開催を省略することができる。

<後 略>

(訂正後)

本株式交換に伴う株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する扱い

エフエルシーが発行している新株予約権については、本株式交換契約に基づき、株式交換効力発生時点における新株予約権者が保有するそれぞれの新株予約権について、株式交換効力発生時において、下記の通り当社の新株予約権を交付いたします。新株予約権者がエフエルシーの役職員及び光通信であり、光通信の保有する新株予約権はエフエルシー及びその子会社を含む本経営統合後の当社グループの役職員に譲渡されることを想定していることから、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、長期的な業績向上に資するものと考え、新株予約権を交付することといたしました。交付する新株予約権の条件については、エフエルシーが発行している新株予約権の対象であるエフエルシー普通株式1株を、本株式交換の普通株式交換比率(以下「普通株式交換比率」といいます。)に従って、当社普通株式530株で置き換えたものとしております。具体的にはエフエルシーが発行している新株予約権の行使価格を普通株式交換比率である530で除した価格が、交付する新株予約権の行使価格となります。これらの新株予約権が全て行使された場合、当社の普通株式3,511,250株が新たに交付されることになります。

なお、エフエルシーは、新株予約権付社債を発行しておりません。

	エフエルシーが発行している新株予約権			当社が発行する新株予約権			
	数 (総数)	目的となる 株式数	行使価格	数 (総数)	目的となる 株式数	行使価格 (注)	
第2回 新株予約権	1,387個	1,387株	24万円	第6回 新株予約権	1,387個	735,110株	452円
第2回(その 2) 新株予約権	15個	15株	24万円	第6回 新株予約権	15個	7,950株	452円
第3回(その 1) 新株予約権	1,500個	1,500株	20万円	第7回(その 1) 新株予約権	1,500個	795,000株	377円
第3回(その 2) 新株予約権	1,000個	1,000株	20万円	第7回(その 2) 新株予約権	1,000個	530,000株	377円
第4回 新株予約権	2,723個	2,723株	20万円	第8回 新株予約権	2,723個	1,443,190 株	377円

<注記 省略>

株式交換契約の内容

当社がエフエルシーとの間に平成28年4月15日付で締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

<中 略>

第6条(株式交換契約承認総会)

1. 甲は、平成28年5月13日に開催予定の臨時株主総会において、乙は、平成28年5月13日に開催予定の定時株主総会並びに乙の普通株主による種類株主総会及び乙のA種優先株主による種類株主総会において、本契約に関する承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、乙は会社法第319条第1項及び同法第325条に基づく手続きにより書面決議を行い、かかる株主総会及び種類株主総会の開催を省略することができる。

<後 略>

2 報告内容

・本株式交換について

4. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(訂正前)

(2) 算定に関する事項

< 中 略 >

算定の概要

< 中 略 >

DCF法においては、ブルータス・コンサルティングは両社がそれぞれ作成した、本株式交換の実施を前提としない財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。当社の割引率は4.280%～5.020%、エフエルシーの割引率は3.841%～4.783%を採用しております。

< 中 略 >

(5) 利益相反を回避するための措置

< 中 略 >

当社における、利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

< 中 略 >

以上のことから、第三者委員会は、本株式交換により当社がエフエルシーを完全子会社とする手続きを行うことについて、当社の少数株主にとって不利益なものであることを伺わせる事情は特段認められない旨の答申書を、平成28年4月14日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役のうち、光通信の常務取締役その他の光通信の重要な連結子会社4社の役員を兼務している和田英明氏、光通信の従業員及び光通信の重要な連結子会社2社の取締役を兼務している形部孝広氏、光通信の従業員及び光通信の重要な連結子会社2社の取締役を兼務している杉田将夫氏、エフエルシーの代表取締役及びエフエルシーの重要な連結子会社4社の取締役を兼務している萩尾陽平氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、本株式交換の協議及び交渉に関与しておらず、本株式交換に係る当社の取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

また、当社の監査役3名全員が、本株式交換を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

(訂正後)

(2) 算定に関する事項

< 中 略 >

算定の概要

< 中 略 >

DCF法においては、ブルータス・コンサルティングは両社がそれぞれ作成した、本株式交換の実施を前提としない財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。当社の割引率は3.841%～4.783%、エフエルシーの割引率は3.886%～4.828%を採用しております。

< 中 略 >

(5) 利益相反を回避するための措置

< 中 略 >

当社における、利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

< 中 略 >

以上のことから、第三者委員会は、本株式交換により当社がエフエルシーを完全子会社とする手続きを行うことについて、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を、平成28年4月14日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役のうち、光通信の常務取締役その他の光通信の重要な連結子会社3社の取締役を兼務している和田英明氏、直近まで光通信の従業員を兼務していた形部孝広氏、光通信の従業員を兼務している杉田将夫氏、エフエルシーの代表取締役及びエフエルシーの重要な連結子会社4社の取締役を兼務している萩尾陽平氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、本株式交換の協議及び交渉に関与しておらず、本株式交換に係る当社の取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

また、当社の監査役3名全員が、本株式交換を行うことに異議がない旨の意見を述べております。